

令和5年度 新型コロナウイルス感染症に係る 鳥取県育英奨学生（高等学校等奨学資金）の緊急貸与

令和5年3月 鳥取県教育委員会

新型コロナウイルス感染症の影響で、休業、離職、会社の倒産、売上の減少等により家計が急変し、就学困難となった高等学校等の生徒を対象に育英奨学資金を緊急貸与します。

例年、高等学校等在学生を対象とした在学募集では6月下旬に貸与開始しますが、新型コロナウイルス感染症に係る緊急貸与に該当する生徒には5月末に早めて貸与開始します。

◆貸与月額（高等学校等奨学資金）

国公立	自宅通学	18,000円	自宅外通学	23,000円
私立	自宅通学	30,000円	自宅外通学	35,000円

◆申請資格（全てに該当する者）

- ・保護者等が県内に在住
- ・世帯年収基準を満たすこと（例：4人世帯で7,860千円以下）
- ・修学意欲があること
- ・他の奨学金を受けていないこと
- ・**新型コロナウイルス感染症による影響により、家計が急変した者**

◆提出書類

- ①申請書、誓約書
- ②前年の源泉徴収票等、前々年の所得証明書
- ③口座登録申請、通帳写し
- ④**申立書（新型コロナウイルス感染症による影響により家計が急変したことを記載）**

詳細は「令和5年度鳥取県利権育英奨学生（高等学校等）奨学資金募集要項」7申請の手続き（提出書類）を確認してください。

◆提出方法・提出期限

現在、通常の奨学金在学募集（新1年生、在学生対象）を行っています。
在学募集の申請書類一式（①～③）に、申立書（④）を追加して提出してください。

- ・県内の高校に在学する場合 …各高校へ令和5年4月21日（金）までに提出
 - ・県外の高校に在学する場合 …県育英奨学室へ令和5年4月21日（金）までに提出
- 申請書は、鳥取県内の各学校で配布するほか、県ホームページに掲載します。
※締切を過ぎた場合も随時受け付けますが、貸与開始時期が遅くなります。

（注）・申立書の記載内容について問い合わせする場合があります。

- ・申請多数の場合、提出書類及び記載内容に不備がある場合は、貸与開始が令和5年6月以降になる場合がありますので御承知ください。

<問合せ先>

鳥取県教育委員会事務局人権教育課内 育英奨学室

電話番号：（0857）29-7145

ホームページ：<https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=95329>